

運行管理者等 一般講習

一般講習のご案内

国土交通大臣が認定する「一般講習」を開催しております。この講習は、バス、ハイヤー、タクシー、トラックなどの運送事業において運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識の習得を目的とする講習です。講習を受講された運行管理者や運行管理者の補助者等の方々に日々の業務に役立てていただいています。なお、運送事業者において選任されている運行管理者は、定期的に一般講習（または基礎講習）を受講することが法令により義務付けられています。

【参考】

国土交通省（運行管理者について）

> <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/dispatcher.html>

受講対象者

既に運行管理者として選任されている方又は運行管理者の補助者として運行管理業務をされている方。

①運行管理者に選任されている方で、前年度に一般講習を受講してない方

次の②～④に該当される方を除き、一般講習の受講義務は、2年に1回となっています。運行管理者手帳の「指導講習の修了の証明」欄をご確認の上、前年度に受講していない運行管理者の方は受講する必要があります。

②新たに(当該事業所で初めて)選任された運行管理者の方

③死者または重傷者を生じた事故を惹起した営業所及び法令違反などにより運輸支局から特別講習の受講通知を受けた営業所に選任されている運行管理者の方

④運行管理の補助者等で一般講習の受講を希望する方

※運送事業者において、新たに(当該事業所で初めて)運行管理者に選任され、以前に基礎講習を受講していない方は、選任届をした年度内に基礎講習の受講が必要となります

講習料金 3,100円 石川県トラック協会会員様は、助成金で受講できます（助成額 3,100円）

申込方法等(受講までの流れ)

①申込期間は、「予約申込書」に必要事項を記入し、FAXで弊社宛に送信してください。

②「予約申込書」を受理した後、弊社より「予約確認書」を返信いたします。

※予約申込後1週間経っても「予約確認書」の返信がない場合は、お手数ですが、お電話でご連絡ください。

③受講日当日の持ち物 ○**予約確認書** ○**運行管理者手帳** ○**筆記用具**

なお、手帳の「指導講習の修了の証明」欄が埋まっていて、新たに手帳の交付を希望される方及び手帳の紛失等で再発行を希望される方は、「写真1枚」（免許証用縦3.0×横2.5裏面に**氏名記載したもの**）と手帳発行等申請書、発行手数料540円をお持ちください

講習日程（目安） 1日間 9:30より受付 講習時間 10:00～17:00（休憩を含む）

注意事項

①各回とも定員に達した時点で、受付を締め切らせていただきます。

②他の受講者様、講師等に迷惑となる行為、講習の進行を妨げる行為等をされた場合は、受講を辞退していただく場合がありますのでご理解ください。

③講習は、1日間出席しないと修了できません。

④一旦納入いただきました受講料は、返金できませんのでご了承ください。